

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人松永学園

当学園では、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と子育ての両立支援を推進するとともに、働きやすい雇用環境の整備を図ることを目的として、次の3つの目標の達成を目指します。

1, 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2, 内容

① 育児休業取得率、男性50%以上・女性100%の維持

<対策>

- ・2026年 4月～ 男性も育児休業を取得できることの再通知
- ・2026年 4月～ 育児休業取得予定者及び復職予定者に対し個別フォローの実施

② 法定時間外労働及び法定休日労働時間の合计数月30時間未満

<対策>

- ・2026年 4月～ 教職員の勤務表を確認し、時間外及び休日労働の実態把握
- ・2026年 9月～ 教職員の業務効率化に向けて取組実施
19時以降の退勤者に対し注意喚起

③ 全教職員の有給休暇取得率 80%以上

<対策>

- ・2026年 4月～ 教職員の年次有給休暇の取得状況の把握
- ・2026年 8月～ 計画的な取得に向けて管理職を対象とした研修の実施
- ・2026年10月～ 有給取得の少ない教職員へ取得促進、個別フォローの実施